

業事に関する活動の受託の業務イーネットセンターに對支
受の業務イーネットセンターに對支立自管館高のほむ等村回敷関、む及び公官 (2)
業事に関する活動
業事介隣・介隣等器機並並對む對に對支立自管館高のほむ等村回敷関 (3)
業事謝開等ムウジホく、定一十ニ款、会館鄰むも關に對支立自管館高のほむ等村回敷関 (4)

特定非営利活動法人 東京住宅バリアフリー推進センター

(視野)

(そのほか) 志願者等が非営利活動として、この法人の目的を達成するために、この法人の役員等からなる委員会の委員等からなる

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人東京住宅バリアフリー推進センター（以下「本法人」という。）という。

(会人)

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都足立区中央本町四丁目5番1-2号に置く。

(目的)

第3条 本法人は、広く一般市民を対象として、高齢者の自立の延長、介護負担の軽減、家庭内事故の防止につながるバリアフリー住宅や公共的施設（まちづくり）の整備及び普及の促進を図ることによって、高齢者や障害者など誰でもが安心して暮らせる居住や社会生活の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 消費者の保護を図る活動
- (9) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 住宅や公共的施設のバリアフリー化等に関する相談事業
- (2) 地域における福祉のまちづくり推進に関する相談事業、福祉のまちづくり整備費補助金交付コーディネート業務の受託に関する事業
- (3) バリアフリー住宅や公共的施設に関する情報収集事業及び普及啓発事業
- (4) 共同住宅等の管理及び自治活動の運営支援に関する事業、共同住宅バリアフリー化

支援コーディネーター業務の受託に関する事業

- (5) 官公庁及び、関連団体等からの高齢者自立支援住宅改修等コーディネーター業務の受託に関する事業
- (6) 住宅や公共的施設改修に伴う福祉機器等紹介・紹介事業
- (7) 相談員育成に関する講演会、セミナー、シンポジウム等開催事業

第2章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員は、この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 本法人に会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を理事長あてに提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。
- 4 理事長は、第2項のものを入会を認めない場合は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)
第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び、年会費を納めなければならない。

(会費納入)

第9条 正会員は、当該年4月末日迄に前納しなければならない。なお、年度途中に入会した会員は、入会した年度の月割り会費を当該月末までに納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (1) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第13条 本法人に既に納入した入会金、会費は返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第14条 本法人に次の役員を置くものとする。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会の承認を得るものとする。

3 理事及び監事は、これらを相互に兼ねることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員となることはできない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第16条 理事長は、本法人を代表し、その職務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の財産状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は、所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第17条 役員任期は2年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(監査人の責任を負ふ人)

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第21条 本法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について決議する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 会員の除名
(4) 事業計画及び予算並びにその変更
(5) 事業報告及び決算
(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
(7) 入会金及び年会費の額
(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）
(9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(10) 解散時の残余財産の帰属
(11) 事務局の組織及び運営
(12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が16条4項4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3号の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事はこの定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 理事若しくは正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の正会員総会の議決があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名

しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第32条 理事会はこの定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第37条 理事会の議決事項は、第34条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するとともに各票による。

(理事会での表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を

委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第40条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第43条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第44条 本法人の会計は特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第45条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 本法人の事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 理事長は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類を作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 本法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において決議したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決権を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要に応じて職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。
- 3 本法人設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成17年5月31日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成17年3月31日までとする。

5 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 本法人設立当初の会員の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 正会員 1,000 円、賛助会員の入会金は 10,000 円とする。
- (2) 年会費 正会員においては、1,200 円とする。
- (3) 賛助会員の年会費は 1 口 12,000 円とし 1 口以上とする。

7 この定款は平成17年5月31日に改正され、平成17年6月1日から施行する。

8 この定款は平成20年3月31日に改正され、平成20年4月1日から施行する。

9 この定款は平成24年6月4日に改正され、平成24年7月1日から施行する。

10 この定款は平成28年9月5日に改正され、平成28年9月8日から施行する。

11 この定款は平成28年9月5日に改正され、平成29年1月19日から施行する。

12 この定款は平成30年9月20日に改正され、平成30年10月1日から施行する。

13 この定款は令和4年3月17日に総会で議決され、令和5年2月16日から施行する。

14 この定款は令和5年6月9日に総会で議決され、令和5年6月10日から施行する。

15 この定款は令和6年5月29日に総会で議決され、令和6年10月11日から施行する。

別表 設立当初の役員

役職名	氏 名
理事長	西村 茂一
副理事長	川上 正夫
理 事	阿部 克己
同	石川彌榮子
同	則武 幾作
同	飯田 旭
同	末延 豊子
監 事	井出 勝也